

司法書士

---

レベルを体感！  
「実践力PowerUp講座」模擬講義

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 255876

SU25587



## レベルを体感！「実践力PowerUp講座」模擬講義

担当 LEC専任講師 赤松直哉

※ 本レジュメは、「雛トレ」の部分を除いて、昨年度使用のテキストをそのままレジュメ化しております。よって、一部法改正に未対応の部分がございますので、ご了承ください。

## 第1節 登記事項証明書の種類と記載事項

**ワンポイント解説**

## — 登記事項証明書の種類と記載事項（商登規30 I） —

- ① 現在事項証明書  
現に効力を有する登記事項、会社成立の年月日、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日並びに会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項で現に効力を有するものの直前のもの
- ② 履歴事項証明書  
①の事項、当該証明書の交付の請求日の3年前の日の属する年の1月1日（基準日）から請求日までの間に抹消する記号を記録された登記事項及び基準日から請求日までの間に登記された事項で現に効力を有しないもの [26-28-才]
- ③ 閉鎖事項証明書  
閉鎖した登記記録に記録されている事項
- ④ 代表者事項証明書  
会社の代表者の代表権に関する登記事項で現に効力を有するもの

## 第2節 株式会社の設立の登記

### 一 定款の作成 [31-28-オ]

#### 1 定款の作成方式等

##### (1) 定款の作成方式

株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない（会26 I）。[28-29-イ][18-30-ア][24-28-イ][R5-29-ア]

定款は、電磁的記録をもって作成することもでき、この場合は、当該電磁的記録に記録された情報について、電子署名をしなければならない（会26 II，施規225 I ①）。

##### (2) 定款の認証

定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない（会30 I）。



#### ワンポイント解説

他管轄内所属公証人が認証した定款を添付した場合、当該設立登記申請は受理できない（昭28.7.29民事局長回答）。[29-28-エ]

#### ■ 会社成立前に定款変更ができる場合

	変更の主体	適用	
		発起設立 [21-28-イ]	募集設立
① 裁判所が現物出資財産等についての定款の記載事項を不当と認め、これを変更する決定をした場合（会33VII）	裁判所	○ (会25 I ①)	○ (会25 I ②)
② ①の決定の確定後1週間以内に、発起人の全員の同意により、当該決定により変更された事項についての定めを廃止する場合（会33IX）	発起人 (全員の同意)	○ (会25 I ①)	○ (会25 I ②) (注)
③ 発起人の全員の同意により、発行可能株式総数の定めを設け、又は変更する場合（会37 I II）	発起人 (全員の同意)	○ (会25 I ①)	○ (会25 I ②) (注)
④ 創立総会の決議による場合（会96） [18-30-オ][30-29-ウ]	創立総会	×	○ (会25 I ②)

(注) 募集設立の場合には、払込期日又は払込期間の初日のうち最も早い日以後は、発起人は当該定款の変更をすることができない（会95）ので、その日以後に定款の変更をするのであれば、創立総会の決議によることになる（会96）。[19-29-イ][27-28-ア][R4-28-オ]



#### ワンポイント解説

会社法37条や96条による定款の変更後の定款については、公証人の認証を要しない。

— 以下省略 —

## 第3節 持分会社の設立の登記

### 一 定款の作成

#### 1 定款の作成方式等

##### (1) 定款の作成方式

持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社の総称である。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない（会575 I）。

定款は、電磁的記録をもって作成することもでき、この場合は、当該電磁的記録に記録された情報について、電子署名をしなければならない（会575 II，施規225 I ⑩）。

##### (2) 定款の認証の要否

定款は、公証人の認証を受けることを要しない。

#### ■添付書面■

「定款」

### 二 出資の履行

#### 1 合名会社、合資会社の場合

出資の履行時期に関しては、特に制限はない。

#### 2 合同会社の場合

設立しようとする持分会社が合同会社である場合には、当該合同会社の社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立の登記をする時までに、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない（会578本文）。ただし、合同会社の社員になろうとする者全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、合同会社の成立後にすることができる（会578但書）。

#### ■添付書面■

合名会社

合資会社 → 「有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面」（商登110）

合同会社 → 「出資に係る払込み及び給付があったことを証する書面」（商登117）



#### ワンポイント解説

設立しようとする持分会社が合同会社である場合には、当該合同会社の社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立の登記をする時まで、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない（会578）。そして、合同会社の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある

場合を除き、出資に係る払込み及び給付があったことを証する書面を添付しなければならない（会117）。この点、合同会社については、株式会社のように銀行等の払込みの取扱いの場所を定めることとはされていないことから、払込みがあったことを証する書面として常に預金通帳の写し等を用いる必要はなく、代表社員の作成に係る出資金領収書等も払込みがあったことを証する書面に該当する。[29-33-7]

### 三 （業務執行）社員の一致

#### ◆サンプル◆ ー代表社員、本店所在地及び資本金決定書ー

代表社員、本店所在地及び資本金決定書	
1. 本店	○県○市○町○丁目○番○号
2. 代表社員	法務商事株式会社
3. 資本金	金○○円
上記事項を決定する。	
令和○年○月○日	
	○○商店合同会社 社員 法務商事株式会社 代表取締役 法務花子 社員 法務一郎

#### 1 本店所在地の決定

定款で、本店の所在「地」を最小行政区画までしか定めていない場合には、具体的な所在「場所」を決定するため、（業務執行）社員の過半数の一致による決定が必要となる（会 590Ⅱ・591Ⅰ）。

#### ■添付書面■

「業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面」（商登 118・93）

#### 2 資本金の額の決定

合同会社の設立時の資本金の額は、原則として、社員になろうとする者が履行した出資により払込み又は給付がされた財産の額の範囲内で、**社員になろうとする者が定めた額（零以上の額）**に限る）である（平 18.3.31 民商 782 号第 4 部第 2.1(5)・第 4.1、計規 44Ⅰ）。



#### ワンポイント解説

「2分の1以上の額」ではないことに注意を要する。[29-33-㌿]

— 以下省略 —

## 第4節 株式の譲渡制限に関する規定の登記

### ◆申請書◆ 一株式の譲渡制限に関する規定の設定の場合一

1. 事	株式の譲渡制限に関する規定の設定		
1. 登	令和○年○月○日設定	株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	
1. 税	金3万円（登録税別表1, 24, (1)ツ）		
1. 添	株主総会議事録	1通	
	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通	
	株券提供公告をしたことを証する書面	1通	…（注）
	（又は株券を発行していないことを証する書面）		
	委任状	1通	

（注） 株券発行会社の場合に添付を要する（商登62）

### 〔登記記録例〕 一単一株式発行会社の場合一

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。 令和○年○月○日設定 令和○年○月○日登記
---------------	---

### 〔登記記録例〕 一種類株式発行会社の場合一

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の第1回優先株式、第3回優先株式及び第5回優先株式を譲渡するには、取締役会の決議を要する。 令和○年○月○日設定 令和○年○月○日登記
---------------	---



#### ワンポイント解説

各種登記を審査する場合において、公開会社か公開会社でない会社かを判別するときには、「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」欄に記載されている種類株式の名称が「株式の譲渡制限に関する規定」欄にすべて挙げられているか否かを確認する必要がある。この場合において、同欄にすべて挙げられていれば当該会社は公開会社でない会社となる。（登研702号）



#### ワンポイント解説

**種類株式発行会社**においても、定款の規定振りに従い、**会社の発行する数種の株式の全体**を指して「当会社の株式を譲渡により取得するには」と登記しても、各種の株式の名称を明示して「当会社のA種類株式及びB種類株式を譲渡により取得するには」と登記しても、**差し支えない**。

## ◆申請書◆ 一 株式の譲渡制限に関する規定の変更の場合一

1. 事	株式の譲渡制限に関する規定の変更	
1. 登	令和〇年〇月〇日変更 株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては、株主総会が承認したものとみなす。	
1. 税	金3万円（登録税別表1, 24, (1)ツ）	
1. 添	株主総会議事録	1通
	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
	委任状	1通

## ◆申請書◆ 一 株式の譲渡制限に関する規定の廃止の場合一

1. 事	株式の譲渡制限に関する規定の廃止	
1. 登	令和〇年〇月〇日株式の譲渡制限に関する規定廃止	
1. 税	金3万円（登録税別表1, 24, (1)ツ）	
1. 添	株主総会議事録	1通
	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
	委任状	1通

## 一 前提知識

## 1 譲渡制限株式（全株式）

株式会社は、その発行する全部の株式の内容として、「譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること」を定めることができる。

この場合には、次に定める事項を定款で定めなければならない（会107Ⅱ①）。

- イ 当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨  
ロ 一定の場合においては株式会社が譲渡等の承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合

## 2 譲渡制限株式（種類株式）

株式会社は、「譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること」について内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる。

この場合には、次に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない（会108Ⅱ④）。

- イ 当該種類の株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨  
ロ 一定の場合においては株式会社が譲渡等の承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合

### 3 譲渡等の承認の決定等

#### (1) 原則

譲渡制限株式の譲渡等について、株式会社が承認をするか否かの決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない（会139 I 本文）。

#### (2) 例外

譲渡等の承認機関について、定款で別段の定めをすることもできる（会139 I 但書）。

[19-30-1][23-30-7・オ]

#### ■関連知識■

- 定款で指定買取人を定めても、登記事項とはならない。[20-35-オ][23-30-イ]



#### ワンポイント解説

会社法139条1項但書の定款の別段の定めとは、同項に規定されている機関以外の機関を承認機関とする旨の定めである。[21-29-ウ]

たとえば、取締役会設置会社において株主総会の決議によるものとする等と定めることができる（登記においても株式会社の承認を要する旨のみならず、株主総会の承認を要する旨など具体的な承認機関を登記することができる）。

ただし、会社法139条1項は、あくまで、株式会社としての決定をどの機関において行うこととするかを定款で定めることを認めているだけであり、株式会社の決定とはいえないような決め方を定める（まったくの第三者が定めるものとするなど）ことはできないものと解される。



#### 発展論点

株式の譲渡制限規定は登記事項であるため（会911Ⅲ⑦）、適法にそれが変更・廃止されれば、変更登記が必要となる（会915 I）。

また、定款で譲渡の承認機関を取締役会とし、その旨を登記している株式会社が取締役会設置会社の定めを廃止する場合、承認機関の定めを改める必要がある。ただし、登記実務においては、譲渡制限に関する規定の変更の登記を同時に申請しなかったとしても、取締役会設置会社の定めを廃止の登記は却下されない取扱いとなっている。

では、例えば、株式を株主以外の者に譲渡する場合に限って譲渡承認を要するものとしたときは、どうすればよいか。この点、次のワンポイント解説を参照いただきたい。



#### ワンポイント解説

株式を株主以外の者に譲渡する場合に限って譲渡承認を要するものとすることは、「譲受人が株主である場合においては、株式会社が会社法136条または137条1項の承認をしたものとみなす」旨の定款の定めを置くことにより、実現することができる（会107Ⅱ①ロ・108Ⅱ④）。

### ■ 譲渡制限規定の可否

	具 体 例	可否
譲受人の属性による承認の要否の区別	当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得するには、当社が承認したものとみなす。	○
譲渡人の属性による承認の要否の区別	① 1000株以上の株式を有する株主が当会社の株式を譲渡するには、当社が承認したものとみなす。 ② 当会社の従業員である株主が当会社の株式を譲渡するには、当社が承認したものとみなす。	× (注)
株式の種類による承認の要否の区別	当会社のA種類株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。	○

(注) 株主平等の原則に反するからである。

## 二 手続

### 1 定款変更

#### (1) 株式の譲渡制限に関する規定の設定

##### (a) 全株式の場合

定款を変更して、その発行する全部の株式の内容として当該事項についての定款の定めを設ける場合には、**株主総会の特殊決議**によらなければならない(会309Ⅲ①)。**[19-30-7]**

##### (b) 種類株式の場合

種類株式発行会社がある種類の株式の内容として当該事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする**種類株主総会の特殊決議**がなければ、その効力を生じない(会111Ⅱ本文・324Ⅲ①)。

ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、その決議は不要とされる(会111Ⅱ但書)。

- ① 当該種類の株式の種類株主
- ② 取得対価が、当該種類の株式とされている取得請求権付株式の種類株主
- ③ 取得対価が、当該種類の株式とされている取得条項付株式の種類株主

### ■ 添付書面 ■

「株主総会議事録」(商登46Ⅱ)

「種類株主総会議事録」

「株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)」(商登規61Ⅲ)

## (2) 株式の譲渡制限に関する規定の変更、廃止

株式の譲渡制限に関する規定を変更又は廃止する場合は、通常の設定変更として、**株主総会の特別決議**で足りる（会466・309Ⅱ①）。

※譲渡制限規定の廃止の効果につき[23-30-Ⅰ]

## ■添付書面■

「株主総会議事録」（商登46Ⅱ）

「株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）」（商登規61Ⅲ）



## ワンポイント解説

株式の譲渡制限株式に関する規定を廃止するということは、公開会社になることである。この場合には、定款の変更後の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができない（会113Ⅲ②）。[R4-29-7]

## 2 株券提供公告等

株券発行会社において株式の譲渡制限に関する規定を**設定**する場合に必要となる（会219Ⅰ①）。[19-30-Ⅰ][23-30-ⅳ][26-31-Ⅰ]

## ■添付書面■

「株券提供公告をしたことを証する書面（又は株券を発行していないことを証する書面）」（商登62）



## ワンポイント解説

## —株券発行会社の定めの廃止手続を並行して行う場合—

実務上、**譲渡制限株式の定めの設定手続と並行して株券発行会社の定めの廃止手続が行われ、その結果、譲渡制限株式の定めの設定手続において原則として必要なはずの株券提供公告が不要になる**（会219Ⅰ但書）事例がしばしば見られる。

例えば、株券発行会社の定めの廃止のための株券廃止の公告及び通知（会218Ⅰ）や、譲渡制限株式の定めの設定手続のための株主及び新株予約権者への通知又は公告（会116・118）を先に履践した後、株主総会において、第1号議案として株券発行会社の定めの廃止を、第2号議案として譲渡制限株式の定めの設定を決議する事例が1例である。

また、逆に、先に株主総会を開催して、株券発行会社の定めの廃止を決議するとともに、その効力の発生を条件として、譲渡制限株式の定めの設定を決議し、その後、株券発行会社の定めの廃止のための株券廃止の公告及び通知（会218Ⅰ）や、譲渡制限株式の定めの設定手続のための株主及び新株予約権者への通知又は公告（会116・118）を行う事例もある。

これらは、両手続を並行して行っているが、いずれも、論理的には、株券発行会社の定めの廃止の効力を先に生じさせ、それを条件として、譲渡制限株式の定めの設定に係る株主総会の決議を行うものであり、そのような構成であれば適法な手続といえる（登研707号194頁）。

— 以下省略 —

## 第5節 新株予約権に関する登記

### ◆申請書◆

1. 事	募集新株予約権の発行	
1. 登	令和○年○月○日発行	… (注1)
	第1回新株予約権	
	新株予約権の数	
	100個	
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
	普通株式 5,000株	
	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨	
	無償	
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	
	金100万円	
	(中略)	
	新株予約権を行使することができる期間	
	令和○年○月○日から令和○年○月○日まで	
	(中略)	
1. 税	金9万円 (登録税別表1, 24, (1)ヌ)	
1. 添	株主総会議事録	○通 … (注2)
	株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト)	○通
	募集新株予約権の引受けの申込みを証する書面	○通
	(又は募集新株予約権の総数引受契約を証する書面) (注3)	
	払込みがあったことを証する書面	1通 … (注4)
	委任状	1通

(注1) 登記の日付は、**割当日**である (会245 I)。

(注2) 募集事項等の決定機関 (募集新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合又は、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部が譲渡制限株式である場合には、その割当ての決定機関を含む。) に応じ、株主総会、種類株主総会の議事録及び株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト) 若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面 (定款の定めがあることを要する場合にあっては、定款を含む。) を添付する (商登46 II, 商登規61 I III)。

(注3) 募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う場合において、①募集新株予約権の目的である株式の全部若しくは一部が譲渡制限株式であるとき、又は②募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるときは、株式会社は、株主総会 (取締役会設置会社にあつては、取締役会) の決議によって、当該契約の承認を受けなければならない (会244 III)。

(注4) **払込期日を定めたとき (払込期日が割当日より前の日であるときに限る。)** に添付する。

具体的な書面として、次のもの等が該当する。

①払込金受入証明書

②代表取締役又は代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に次の書面のいずれかを合付したもの

a 払込取扱機関における口座の預金通帳の写し

b 取引明細表その他の払込取扱機関が作成した書面

③金銭以外の財産の給付又は相殺については、財産の引継書等その事実を証する書面

## 〔登記記録例〕

新株予約権	<p>第1回新株予約権</p> <p>新株予約権の数 100個</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5,000株 … (注1)</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 … (注2) 無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 金100万円 … (注3)</p> <p>金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 … (注4)</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券であって、当該証券取引所の開設する市場における当該新株予約権の行使の前日の最終価格により算定して100万円に相当するもの</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社の新株予約権について、当社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。</p>
	令和1年10月1日発行
	令和1年10月2日登記

(注1) この箇所の記録例は、「新株予約権100個あたり普通株式5,000株」を意味する。

(注2) 原則として、払込金額を登記する(会911Ⅲ⑩へ)。ただし、募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記する。

(注3) (注1)と異なり、この箇所の記録例は、「新株予約権1個あたり100万円」を意味する。なお、**取締役等の報酬等である場合**、この部分は「出資を要しない」と登記される。

(注4) 新株予約権の行使に際してする出資が金銭のみの場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の記録のみが必要であるが、金銭以外の財産のみの場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」及び「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」の記録が必要である。

## 一 募集事項の決定等

株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、当該募集新株予約権について次に掲げる事項（募集事項）を定めなければならない（会238 I）。


## ■ 募集新株予約権の募集事項と登記事項（会 238 I）

登記事項である→○ 登記事項ではない→×

募集新株予約権の募集事項	登記
I 募集新株予約権の内容（会 236 I）	
① 新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 [31-31-7]	○
② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法（注1）	○
③ 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額 [31-31-5]	○
④ 新株予約権を行使することができる期間（その他行使の条件）	○
⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	×
⑥ 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨 [29-31-4] [R5-30-4]	×
⑦ 新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、その具体的内容	○
⑧ 当該株式会社が、合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合に、吸収合併存続株式会社、新設合併設立株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親株式会社、株式移転設立完全親会社となる会社の新株予約権を新株予約権者に交付することとするときは、その旨及びその条件	×
⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨 [R5-30-1]	×
⑩ 新株予約権に係る新株予約権証券を発行することとするときは、その旨 [31-31-4]	×
⑪ ⑩の場合に、新株予約権者が記名式と無記名式の転換の請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨	×
II 募集新株予約権の数	（注2）
III 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨	○
IV III以外の場合には、募集新株予約権の払込金額又はその算定方法	○
V 募集新株予約権の割当日	×
VI 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日	×
VII 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、募集社債の総額その他の会社法第 676 条各号に掲げる事項	×
VIII VIIの場合において、新株予約権買取請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め	×
IX 株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、上記募集事項のほか、その旨及び募集新株予約権の引受けの申込みの期日（会 241 I）	×

— 以下省略 —

## 第6節 役員退任の登記（辞任）

 雑トレ No. 053	役員退任の登記（辞任その1）				
	トレーニング日	月 日	月 日	月 日	月 日
	トレーニング成果				

☞ 「公開会社」「取締役会設置会社」「監査役設置会社」とする。

**問** 下記に提示された書面及び司法書士の聴取記録等に基づいて、登記の【申請書】を解答しなさい。その他、各問が示されている場合は、これに答えなさい。

- 問1 【司法書士の聴取記録等】（その1）の場合、【申請書】を記載しなさい。
- 問2 【司法書士の聴取記録等】（その2）の場合、【申請書】を記載しなさい。
- 問3 【司法書士の聴取記録等】（その2）の2が、「Aは登記所に印鑑を提出しており、Bも登記所に印鑑を提出している。」の場合、添付書面はどう変わるか？
- 問4 【司法書士の聴取記録等】（その2）の2が、「申請会社には登記所に印鑑を提出している者がいない。」の場合、添付書面はどう変わるか？
- 問5 申請会社が、「非公開会社」かつ「取締役会「非」設置会社」であると仮定した場合、A又はBが代表取締役の地位のみを辞任することができるか否かについて論ぜよ。
- ☞ 問1から問5は相互に関係はない。

## 【申請会社の登記記録の抜粋】

商号	株式会社とうきょう商事	
本店	東京都千代田区内幸町三丁目4番5号	
資本金の額	金1000万円	
役員に関する事項	取締役 A	令和7年6月20日 重任
	取締役 B	令和7年6月20日 重任
	取締役 C	令和7年6月20日 重任
	取締役 D	令和7年6月20日 重任
	東京都渋谷区渋谷五丁目6番7号	令和7年6月20日 重任
	代表取締役 A	
	東京都新宿区新宿八丁目9番10号	令和7年6月20日 重任
代表取締役 B		
監査役 K	令和7年6月20日 重任	

## 【司法書士の聴取記録等】（その1）

- 1 令和8年6月30日、取締役Dは取締役を辞任した。

## 【司法書士の聴取記録等】（その2）

- 1 令和8年6月30日、取締役Bは取締役を辞任した。
- 2 Aは登記所に印鑑を提出しているが、Bは登記所に印鑑を提出していない。

## 答1 【申請書】

… 雛形 No.062

【登記の事由】 取締役の変更
【登記すべき事項】 令和8年6月30日取締役D辞任
【登録免許税額】 金1万円（カ）
【添付書面の名称及び通数】 辞任を証する書面 1通 … 131 委任状 1通

## 答2 【申請書】

… 雛形 No.063

【登記の事由】 取締役及び代表取締役の変更
【登記すべき事項】 令和8年6月30日取締役B辞任 同日代表取締役B退任
【登録免許税額】 金1万円（カ）
【添付書面の名称及び通数】 辞任を証する書面 1通 … 131 委任状 1通

## ＝ 赤松講師のセレクト重要論点 ＝

131 （本間からは外れるが）株主総会等の席上、辞任の意思を本人が表明した場合は、株主総会等の議事録の記載を援用することが許される（昭36.10.12民四197号）。  
この場合、登記の申請書に株主総会等の議事録を添付していれば、登記の申請書には「辞任を証する書面は株主総会議事録の記載を援用する」等と記載をすることにより、株主総会等の議事録の記載を辞任届として援用することができる。

答3 Bの辞任を証する書面（辞任届）には、①Bの「**個人実印**」を押印して当該印鑑についての市町村長の作成した「**印鑑証明書**」を添付するか、②Bの「**登記所への届出印**」を押印するか、①又は②のいずれかを要する。

答4 Bの辞任を証する書面（辞任届）には、①Bの「**個人実印**」を押印して当該印鑑についての市町村長の作成した「**印鑑証明書**」を添付することを要する。

答5 後掲＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝を参照のこと。

## ＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝

商業登記規則第61条第8項(辞任届に添付する「印鑑証明書」)について検討してみましょう。

代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役(登記所に印鑑を提出した者があつては当該印鑑を提出した者に限り、登記所に印鑑を提出した者があつては当該印鑑を提出した者に限り、以下「代表取締役等」といいます。)の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならないとされています(商登規61条8項本文)。

ただし、登記所に印鑑を提出した者があつて、当該書面に押印した印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りではありません(商登規61条8項但書)。

端的に言えば、代表取締役等の辞任による変更の登記の申請書には、「辞任届」に、①「個人実印」を押印して当該印鑑についての市町村長の作成した「印鑑証明書」を添付するか、②「会社実印」(その者が登記所に提出している印鑑)を押印するか、①又は②のいずれかの方法によってくださいということです。

【図表】 商業登記規則第61条第8項の適用の有無 適用あり＝○、適用なし＝×  
(取締役A、B、C 代表取締役A、B であることを前提とする。)

取締役又は代表取締役を辞任する者	登記所に印鑑を提出した者があつては当該印鑑を提出している者			登記所に印鑑を提出した者があつては当該印鑑を提出している者
	登記所に印鑑を提出した者があつては当該印鑑を提出している者			
	A	B	A、B	
A	○(A)	×	○(A)	○(A)
B	×	○(B)	○(B)	○(B)
C	×	×	×	×

＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝

取締役会「非」設置会社においては、代表取締役の地位のみを辞任することができるかという問題があります。次の【図表】で確認しましょう。

【図表】左側と真中は取締役を選任した株主総会が代表取締役をも選定するため、取締役の地位と代表取締役の地位が一体化していると考えられており、代表取締役の地位のみを辞任することは原則としてできないとされています。一方、【図表】右側は取締役を選任した株主総会ではなく、取締役相互間において代表取締役を選定するため、取締役の地位と代表取締役の地位は一体化していないと考えられており、代表取締役の地位のみを辞任することはできるものとされています。

【図表】 取締役会「非」設置会社における代表取締役への就任承諾の要否 及び  
取締役会「非」設置会社における代表取締役の地位のみの辞任の可否

	代表取締役の選定方法		
	全員が代表取締役の場合 (各自代表の場合)	定款又は株主総会の決議	定款の定めに基づく 取締役の互選
代表取締役への就任承諾の要否	不要	不要	要
代表取締役の地位のみの辞任	不可	原則：不可 例外：可 (注1)	可
代表取締役の地位のみを辞任した場合の添付書面		辞任を証する書面 株主総会議事録 (注1) 株主リスト	辞任を証する書面 定款 (注2)

(注1) 定款の変更又は株主総会の承認決議があれば可能と解されており、添付書面として「株主総会議事録」と「株主リスト」を添付する。

(注2) 定款に互選規定があることを証するために、添付書面として「定款」を添付する。

## 第7節 組織再編行為の登記

### 一 効力発生日

#### 1 原則

次表を参照いただきたい。

#### ■ 組織再編行為の効力発生日

	効力発生日
組織変更	計画で定められた効力発生日（会745 I・747 I）
吸収型 再編	契約で定められた効力発生日 （会750 I・752 I・759 I・761 I・769 I・771 I）（注）
新設型 再編	登記の日（会754 I・756 I・764 I・766 I・774 I）[R6-34-7]

（注） 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない（会750 II・752 II）。



#### ワンポイント解説

吸収合併の場合、合併の登記前の一定の日においてその効力が生ずることとすると、効力発生日から合併の登記がされるまでの間、登記上は、消滅会社がなお存在し、消滅会社の代表取締役であった者が依然として消滅会社の代表権を有するような外観を呈することとなるため、たとえば、本来、合併により存続会社に承継されている消滅会社の不動産について、消滅会社の代表取締役であった者が消滅会社を代表して譲渡するというような事態が生じ、その場合の法律関係が不明確になるという問題が生じる。

会社法では、このような事態が生じないように、吸収合併による消滅会社の消滅の効果については、合併の登記をするまでの間は、第三者に対し、その善意・悪意を問わず、対抗することができないこととされている（会750 II・752 II）。

### 2 効力発生日の変更

#### (1) 組織変更の効力発生日の変更

組織変更をする会社は、効力発生日を変更することができる（会780 I）。

この場合には、組織変更をする会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない（会780 II）。[20-32-I]

#### (2) 吸収合併等の効力発生日の変更

消滅会社等は、存続会社等との合意により、効力発生日を変更することができる（会790 I）。

この場合には、消滅会社等は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない（会790 II）。[26-35-イ]



## ワンポイント解説

資本金・準備金の額の減少の場合は、効力発生日を変更しても公告不要である（会449 VII参照）。



## ワンポイント解説

会社法では、吸収型再編（吸収合併・吸収分割・株式交換）および組織変更については、組織再編行為に係る契約・計画で定めた日において、組織再編行為の効力が生ずることとされており、効力発生日において株主総会における承認決議、債権者保護手続その他の手続が終了していなければ、その後においてこれらの手続を終了させたとしても、組織再編行為の効力は発生しないこととなるから、そのような事態が予想される場合には、効力発生日を先送りする必要も生じうる。

また、効力発生日までに組織再編行為をするために必要な手続が終了するとしても、契約締結後の事情変更により、当事会社において効力発生日を前倒し、または先送りすることを望むという事態も考えられる。

そこで、会社法では、組織再編行為の当事会社の代表者が単独で、または他の当事会社との合意により、効力発生日を変更することを可能とし、効力発生日の変更のための株主総会決議は要しないものとしている（会790 I）。

なお、取締役が複数いる場合や取締役会が設置されている場合には、内部手続として、基本的に取締役の過半数ないし取締役会の決議が必要であるが、代表者に決定を委任することも可能である。



## ワンポイント解説

もっとも、吸収型再編および組織変更について、あらかじめ契約等で定めた効力発生日の事後的な変更を認めることとした場合、変更前の効力発生日において組織再編行為の効力が生ずることを前提として行動している会社関係者の利益を害しかねない。そのため、会社法では、吸収型再編または組織変更をする場合において、効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日につき公告を義務づけることとしている（会780 II・790 II）。

### ■添付書面■ ー組織変更又は吸収型再編における効力発生日の変更があった場合ー

**存続会社等の**「取締役の過半数の一致を証する書面（取締役会設置会社では取締役会議事録）」（商登46 I II）[21-31-㉗][30-33-7]

効力発生日の変更に係る「当事会社の契約書」（商登24⑨参照）（注）

（注） この書面は吸収型再編（吸収合併・吸収分割・株式交換）の場合に必要となり、組織変更の場合には関係がない。

### ■ 組織変更・新設合併・吸収合併の登録免許税等のまとめ

		資本金の額の計上に関する証明書	登録免許税法施行規則第〇条第〇項の規定に関する証明書	課税標準金額	登録免許税
組織変更	株式 → 合名	/	/	/	6万円
	株式 → 合資				
	株式 → 合同	×	○ (第12条第4項)	資本金の額	1.5/1000 又は7/1000
	合名 → 株式	○			
	合資 → 株式	○			
	合同 → 株式	×			
新設合併	設立会社が 合同 or 株式	○	○ (第12条第3項)	資本金の額	1.5/1000 又は7/1000
吸収合併	存続会社が 合同 or 株式	○	○ (第12条第5項)	増加する 資本金の額	1.5/1000 又は7/1000

↓  
資本金の額を登記する場合に添付 [21-29-I]  
↓  
1.5/1000と7/1000の  
両税率ありうる場合に添付

ただし、株式合同間の組織変更では  
組織変更前の資本金の額がそのまま  
組織変更後の資本金の額となるので  
添付不要とされている

### ■ 組織再編行為に関する添付書面の概略

①	契約書又は計画書
②	①の承認関係書面
③	債権者保護手続関係書面
④	資本金の額の計上に関する証明書 登録免許税法施行規則の規定に関する証明書
⑤	定款（吸収型再編では不要）
⑥	設立会社の機関等に関する書面（吸収型再編では不要）
⑦	その他 a 消滅会社等の登記事項証明書（同一管轄の場合又は他管轄でも会社法人等番号を提供した場合は不要） b 消滅会社等における株券提供公告等関係書面 c 消滅会社等における新株予約権証券提供公告等関係書面



#### ワンポイント解説

完全親会社が完全子会社を吸収合併するときは、資本金の額は増加しないので、資本金の額の計上に関する証明書は添付書類とならない。

— 以下省略 —

## 過去問レジュメ（抜粋）

---

P1

### 【登記事項証明書】

□ 教授： 登記事項証明書のうち履歴事項証明書には、どのような登記事項が記載されますか。

学生： 当該履歴事項証明書の交付の請求があった日までに、証明の対象となる登記簿に記録された全ての登記事項が記載されます。 × [26-28-ウ]

概ね過去3年間分の登記事項が記載される

P2

## 【成年後見人が代理して定款を作成することの可否】

- 発起人が成年被後見人である場合において、成年後見人が当該成年被後見人を代理して定款を作成し、これに署名し、又は記名押印したときは、当該定款を添付して、設立の登記を申請することができる。○ [31-28-ウ]

そのとおり

P2

## 【法人が発起人となること】

- 設立の登記の申請書に添付された定款に、宗教法人が発起人のうちの一人として記載されていても、その設立の登記の申請はすることができる。○ [3-37-2]

法人も発起人となることができる

- A  法人が発起人である場合には、申請書の添付書面によって、申請に係る会社設立の発起行為が明らかに当該法人の目的の範囲外のもものと認められない限り、設立の登記の申請は受理される。○ [28-29-イ]

法人も発起人となることができる

P2

## 【発起人となる会社の定款等の添付の要否】

- 会社が発起人となって株式会社を設立する場合には、当該発起人である会社の定款を添付することは要しない。○ [18-30-ア]

発起人となる会社の定款 → 添付を要しない

- A  発起設立によって株式会社を設立する場合に本店の所在地においてする設立の登記の申請書の添付書面に関して

会社が発起人となるときは、申請書には、発起人となる当該会社の定款を添付しなければならない。× [24-28-イ]

発起人となる会社の定款 → 添付を要しない

- A  発起人が会社である場合における設立の登記の申請書には、同一の登記所の管轄区域内に発起人となる当該会社の本店があるときを除き、発起人となる当該会社の登記事項証明書を添付し、又は発起人となる当該会社の会社法人等番号を記載しなければならない。× [R5-29-ア]

発起人となる会社の登記事項証明書等 → 添付を要しない

P2

## 【定款を認証すべき公証人】

- A  設立の登記の申請書に、設立しようとする会社の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に所属しない公証人が認証した定款を添付して、設立の登記の申請をすることができない。○ [29-28-エ]

他管轄内所属公証人が認証した定款 → 設立登記の申請は受理されない（登記先例）

P2

## 【会社成立前に定款変更ができる場合】

## A□ 発起設立の方法により設立される株式会社の設立の登記に関して

公証人の認証を受けた当該株式会社の定款に定められた発行可能株式総数を変更した場合、当該設立の登記の申請書には、この変更について発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。○ [21-28-エ]

そのとおり

## A□ 創立総会において商号に関する定款の定めを変更した場合には、当該変更について公証人による認証を受けた定款を添付しなければならない。× [18-30-オ]

公証人の再認証は不要である

- 当該設立が募集設立である場合において、公証人の認証を受けた定款について、発起人全員が監査役設置会社である旨の定めを追加する旨の同意をしたときは、改めて公証人の認証を受けなくとも、当該同意があったことを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。× [30-29-ウ]

本肢の場合、定款変更は創立総会の決議による

P2

## 【募集設立における発行可能株式総数の定め】

- 募集設立の場合において、発行可能株式総数を定款に定めなかったときは、これを定める発起人全員の同意を証する書面を添付しなければならない。× [19-29-エ]

創立総会の議事録を添付する

- 当該設立が募集設立である場合において、定款に記載した発行可能株式総数を払込期日の後に変更したときは、発行可能株式総数について決議した創立総会の議事録を添付しなければならない。○ [27-28-ア]

創立総会の議事録を添付する

## A□ 募集設立の方法による株式会社の設立の登記に関して

発行可能株式総数を定款で定めていない場合において、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日以後に発行可能株式総数を定めたときは、設立の登記の申請書には、発行可能株式総数の定めを設ける旨の定款変更の決議をした創立総会の議事録を添付しなければならない。○ [R4-28-オ]

創立総会の議事録を添付する

P4

## 【払込みがあったことを証する書面】

A□ 社員の出資の目的を金銭とする合同会社の設立の登記の申請書には、当該金銭の払込みがあったことを証する書面として、当該合同会社の代表社員が作成した出資金領収書を添付することができる。○ [29-33-ア]

持分会社 → 払込取扱場所について特段の決まりはない

P4

## 【資本金の額】

A□ 合同会社の設立の登記の申請書には、資本金の額として、出資として払込み又は給付がされた財産の価額の2分の1以上の額を記載しなければならない。× [29-33-ウ]

合同会社 → 株式会社のような決まりはない

P7

## 【譲渡承認機関】

- A  取締役会設置会社であっても、譲渡による株式の取得について株主総会の承認を要する旨の株式の譲渡制限に関する規定の設定の登記の申請をすることが<sup>できる</sup>。○ [19-30-エ]

譲渡承認機関 → 定款で別段の定め可

- A  種類株式の内容として株式譲渡制限を定款で定めた場合には、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を譲渡承認機関とする内容の登記を申請することが<sup>できる</sup>。○ [23-30-ア]

譲渡承認機関 → 定款で別段の定め可

- A  取締役会設置会社でない株式会社においては、代表取締役を譲渡承認機関とする内容の登記を申請することが<sup>できない</sup>。× [23-30-カ]

譲渡承認機関 → 定款で別段の定め可

P7

## 【指定買取人の定めの登記の可否】

- 定款にその発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定めを設けている株式会社において、定款に当該株式会社が承認しなかった場合における指定買取人の定めを設けたときであっても、当該指定買取人の定めについて登記の申請をすることは<sup>できない</sup>。○ [20-35-カ]

指定買取人 → 登記不可

- A  譲渡を承認しなかった場合の指定買取人を定款で定めたときは、その定めを内容とする登記を申請することが<sup>できる</sup>。× [23-30-イ]

指定買取人 → 登記不可

P7

## 【譲渡制限規定の変更の要否】

- A□ 譲渡制限株式の定めについて「**当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。**」との登記をしている株券発行会社である取締役会設置会社が**取締役会設置会社の定めを廃止**をした場合には、株券提供公告をしたことを証する書面を添付して当該**譲渡制限株式の定めについての変更の登記をしなければならぬ**。× [21-29-ウ]

取締役会の廃止により譲渡承認機関は株主総会に変更されるが、  
「当社の承認を要する」と登記しているため変更登記を要しない

P8

## 【譲渡制限規定の定め方】

- 「当社の株式は、**当社に関係がある者**であって、取締役会の承認を得た者以外の者が譲渡により取得することはできない。」旨の定めの設定の登記の申請はすることが**できない**。  
○ [3-38-4]

**細かい知識** 「当社に関係がある者」という制限を付することはできない（登記先例）

P8

## 【譲渡制限規定の設定の決議要件】

- A□ **株式の譲渡制限に関する規定の設定**の登記の申請書には、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる**株主の半数以上**であって、当該株主の**議決権の4分の3以上**に当たる多数で決議した株主総会の議事録を添付しなければならない。× [19-30-ア]

特殊決議A型 → 「株主の半数以上」で、かつ、「議決権の3分の2以上」  
（「議決権の4分の3以上」は、特殊決議B型の要件である）

P9

## 【譲渡制限規定の廃止の効果】

- 全部の種類株式につき株式譲渡制限を定款で定めている種類株式発行会社が監査役も取締役会も置いていない場合において、一部の種類株式について株式譲渡制限の定款の定め  
の廃止による変更の登記をするときは、取締役会設置会社及び監査役設置会社である旨の  
変更の登記を申請しなければならない。× [23-30-エ]

いじわる問題 原則としては正しいが、例外として監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合は  
監査役を置くことはできない

- A □ 株式の譲渡制限に関する定め  
の廃止による変更の登記の申請をする場合において、登記簿上、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えているときは、当該申請と併せて、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えない範囲とする発行可能株式総数又は発行済株式の総数を変更する登記の申請をしなければならない。○ [R4-29-ア]

非公開会社から公開会社になる場合 → 4倍ルールが適用される

P9

## 【譲渡制限規定と株券提供公告】

- 株券発行会社であって現に株券を発行していない会社が株式譲渡制限の定款の定めを設定した場合には、その定めの設定による変更の登記の申請書に株券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付することを要しない。○ [3-38-5]

株券を発行していない → 「株式の全部について株券を発行していないことを証する書面」を添付する

- A □ 株券発行会社が株式の譲渡制限に関する規定の設定の登記の申請書には、株式の全部について株券の不所持申出がされている場合であっても、株券提供公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。× [19-30-1]

株券を発行していない → 「株式の全部について株券を発行していないことを証する書面」を添付する

- A □ 株券発行会社であっても、譲渡承認機関を取締役会から株主総会に変更したことを内容とする登記の申請をする場合には、当該登記の申請書には、株券の提出に関する公告をしたことを証する書面の添付を要しない。○ [23-30-ウ]

譲渡制限規定の「変更」 → 株券提供公告を要しない

- 株券発行会社（現実に株券を発行している株式会社に限る。）が、「株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記」を申請するときは、その申請書に当該会社の株券の提供に関する公告をしたことを証する書面の添付を要する。× [26-31-1]

譲渡制限規定の「変更」 → 株券提供公告を要しない

- A □ 株券を発行している株式会社が株式譲渡制限の定款の定め廃止による変更の登記の申請書には、株券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付することを要しない。○ [3-38-2]

譲渡制限規定の「廃止」 → 株券提供公告を要しない

- 株券を発行している株式会社が株式譲渡制限の定款の定め設定による登記の申請書には、株主及び登録株式質権者に対して、株券を会社に提出すべき旨等の通知をしたことを証する書面を添付することを要しない。○ [3-38-1]

ひっかけ 通知をしたことを証する書面は添付を要しない（添付を要するのは公告をしたことを証する書面）

P12

## 【募集新株予約権の登記事項】

A  「新株予約権の払込金額」は、新株予約権付社債の発行に関する登記事項でない。×  
[10-32-7]

登記事項である

A  「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、新株予約権付社債の発行に関する登記事項でない。× [10-32-1]

登記事項である

A  「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」は、新株予約権付社債の発行に関する登記事項でない。○ [10-32-7]

登記事項でない

A  「新株予約権を行使することができる期間」は、新株予約権付社債の発行に関する登記事項でない。× [10-32-エ]

登記事項である

「募集社債の償還期限」は、新株予約権付社債の発行に関する登記事項でない。○  
[10-32-オ]

登記事項でない

- 定款にA種類株式とB種類株式を発行する旨の定めのある会社が、募集新株予約権を発行する場合において、当該新株予約権の内容として、当該新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数をA種類株式1株及びB種類株式2株と定めたときは、当該定めを登記することができる。○ [31-31-ア]

細かい知識 できる

- A□ 新株予約権の内容として、金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とする定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該財産の価額を記載することを要しない。× [31-31-ウ]  
登記事項である

- A□ 募集新株予約権の内容として、譲渡による当該新株予約権の取得について発行会社の承認を要する旨の定めがあるときは、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項としてその定めを記載しなければならない。× [29-31-イ]  
登記事項でない

- A□ 募集新株予約権の内容として、譲渡による当該新株予約権の取得について発行会社の承認を要する旨の定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該定めを記載することを要しない。○ [R5-30-イ]  
登記事項でない

- 募集新株予約権の内容として、当該新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする旨を定めたときは、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該定めを記載しなければならない。× [R5-30-エ]  
登記事項でない

- A□ 新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る新株予約権証券を発行する旨の定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該定めを記載することを要しない。○ [31-31-イ]  
登記事項でない

P17

## 【新設型再編の効力発生日】

□ 司法書士： 国民の祝日である日を変更の年月日として、新設分割株式会社の新設分割による変更の登記を申請することができますか。

補助者：ア はい。この場合、**新設分割計画で定められた効力発生日に新設分割の効力が生じます**ので、新設分割株式会社については、当該日を変更の年月日として、その後法定の期間内に変更の登記を申請することができます。× [R6-34-7]  
 吸収型（吸収合併・吸収分割・株式交換）→ 契約で定めた効力発生日に効力が生じる  
 新設型（新設合併・新設分割・株式移転）→ 設立の登記の日に効力が生じる

P17

## 【組織変更又は吸収型再編における効力発生日の変更があった場合】

A□ 株式会社が合同会社への組織変更をする場合において、当該組織変更計画において定めた効力発生日までに債権者保護手続が終了しないため、当該効力発生日の前日までに当該**効力発生日を変更したとき**は、変更後の効力発生日を公告しなければならないが、当該組織変更後の合同会社についてする登記の申請書には、**効力発生日の変更に係る公告をしたことを証する書面**を**添付する必要はない**。○ [20-32-エ]

変更後の効力発生日を公告したことを証する書面 → 添付を要しない

A□ A社を吸収分割承継会社としB社を吸収分割会社とする株式会社の吸収分割による変更の登記に関して

B社がA社との合意によって吸収分割の**効力発生日を変更した場合**には、A社の吸収分割による変更の登記の申請書に、**変更後の効力発生日を公告したことを証する書面**を**添付しなければならない**。× [26-35-オ]

変更後の効力発生日を公告したことを証する書面 → 添付を要しない

P18

## 【組織変更又は吸収型再編における効力発生日の変更があった場合】

A□ 吸収分割をする場合において、吸収分割承継株式会社の株主総会で承認を受けた吸収分割契約で定めた効力発生日を変更したときは、当該吸収分割承継株式会社が行う吸収分割による変更の登記の申請書には、効力発生日の変更を証する吸収分割承継株式会社の取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録を添付しなければならない。○ [21-31-ウ]

承継会社の取締役会の議事録等 → 添付必要

分割会社の取締役会の議事録等 → 添付不要

A□ A社を吸収合併存続株式会社とし、B社を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併による変更の登記に関して。なお、A社及びB社は、いずれも取締役会設置会社とする。

A社及びB社の合意によって吸収合併の効力発生日を変更した場合には、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、効力発生日の変更に係るA社及びB社の合意を証する書面並びに効力発生日の変更の決議をしたA社及びB社の取締役会の議事録を添付しなければならない。× [30-33-ア]

存続会社（A社）の取締役会の議事録 → 添付必要

消滅会社（B社）の取締役会の議事録 → 添付不要

P19

## 【完全親会社が完全子会社を吸収合併する場合】

□ B株式会社がA株式会社の発行済株式のすべてを有する場合において、B株式会社を存続株式会社としてA株式会社とB株式会社が吸収合併をするときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。× [21-29-イ]

難 完全親会社が完全子会社を吸収合併する場合 → 資本金の額は増加しない



れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU25587